様式第七を削る。

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第三条　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十七年農林水産省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

一　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第一のとおりとする。

二　法第十三条第二項の規定により都道府県の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

別記様式中「別記様式」を「別記様式第二（第二号関係）」に改め、同様式裏面備考中「農林水産大臣、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は」を削り、同様式を別記様式第二とし、同様式の前に次の様式を加える。